

## 特別養護老人ホームにおける看護の実態調査（その1） — S県の特別養護老人ホームにおける —

三木喜美子・杉山せつ子\*  
宮地由紀\*\*・中村信子\*\*\*

A Study on the Nursing in Special Nursing Homes  
for the Elderly (No. 1) — In Special Nursing Homes  
for the Elderly, S Prefecture —

Kimiko MIKI, Setuko SUGIYAMA,  
Yuki MIYACHI and Nobuko NAKAMURA

### 概要

特別養護老人ホームは、措置制度による運営から介護報酬による経営へ変わり、多くの課題が明らかになってきている。本稿では、特養の医療体制に着目し、施設長・看護職責任者・寮母職責任者を対象に、看護の実態を調査した。

その結果、看護業務の現状と今後のあり方については、3者ともに最も多くの人が「医療的業務が主で生活援助が従」と回答した。看護職増員の必要性については、3者ともに半数以上が「必要」と回答した。「理由」は、3者ともに「施設内医療の必要性」をあげた者が8割以上を占めた。看護職の今後のあり方については、医療知識・技術を深め高齢者の健康状態の把握や状態変化への適切な対処ができ他職種と連携でき、介護職への医療技術指導ができることが望まれていることが明らかにされた。

キーワード：特別養護老人ホーム、介護保険法、特養の医療体制、特養看護の実態、今後の特養看護

### I. はじめに

2000年4月の介護保険法施行により特別養護老人ホーム<sup>注1)</sup>（以下、特養と略す。）は、基本方針<sup>注2)</sup>・入居条件・定員の基準・職員配置基準・施設運営の措置費による運営から介護報酬

による運営（措置制度による入居者には5年間の経過措置が適用される）等大きく変わった。

1999年迄特養は、老人福祉法により、行政が入所者を決定し、費用は措置費の支給により運営されてきた。

「運営」から「経営」にきりかわり、「これまでのように行政措置によって進められる」<sup>1)</sup>ではなく、「その利用の手続きは基本的に要介護者本人か介護者・家族によって行われる」<sup>2)</sup>ことになった。又、補助金削減による介護職員の常勤

\*聖隸介護専門学校 Seirei Care Working School

\*\*滋賀医科大学 Shiga Medical Colledge

\*\*\*株式会社セコム SECOM CO.

から嘱託化、職員の措置施設時代のケア意識からサービス施設としてのケアへの意識変革、利用者・家族の施設利用意識・施設ケアの質としての医療体制の問題・ターミナルケア施設としての役割の増加等が課題となってきた。<sup>3) 4)</sup>

特養の医療体制は、厚生省令により「医師又は看護職員が入所者の健康管理にあたる」ことが規定されている。<sup>注3)</sup> 同じく、職員の配置の基準で、医師は非常勤でも可で看護職員は1人以上が常勤とされている。<sup>5)</sup>

入所者の高齢化・重度化は、すでに10数年前からも指摘されてきたことであるが<sup>6)</sup>、それに伴い特養のケアの中で医療の占める割合は増加傾向にある。

特養看護の実態については、1988年に「特養における看護の実態の調査」が東京都老人総合研究所看護学研究室によって実施された。<sup>7)</sup>

全国の1501施設の施設長・看護婦・寮母それぞれの代表者4503人を対象に、医療の対応・看護婦の状況・看護業務の現状と課題・看護婦の夜勤・看護婦の増員・看護婦への要望について調査が実施された。看護業務の現状とあり方について、施設長・看護職・寮母職ともに半数以上が「医療的業務が主で生活援助業務が従である」と回答した。三者の比較の中で、寮母職の回答は、看護婦が医療的業務に比重を置いているという割合が施設長や看護婦よりも多いという結果が明らかにされた。

今後のあり方について、看護職の意識として「医療中心型」と「医療・生活統合型」とほぼ2分される結果が明らかにされた。

増員の必要性については、施設長は、64.6%の人が、看護婦では74.0%の人が「必要」と回答した。増員の理由として、施設長・看護婦の両者が指摘している増員の三大理由は、「夜勤の必要性」「生活援助に参加」「休日勤務の必要」であった。

施設長と寮母が回答した看護婦に対する要望は、「寮母とよい人間関係をつくること」、「チームワークを考えて仕事をすること」があげられていた。

「特養における看護の実態調査」としては、我が国で初めて実施された組織的調査と考えら

れる。

日本看護協会昭和63年度老人保健医療検討委員会は「特養は、看護職が健康管理を担い、介護職が身の回りの世話をすることでスタートした。しかし、看護職の果たす役割について明確にされたものではなく、施設ごとさまざまに看護業務がなされてきているのが現状である。」と述べている。<sup>8)</sup> このような背景の中で実施された調査である。看護職の意識が「医療中心型」と「医療・生活統合型」と2分された結果から、特養看護職が自らの役割を模索している状況が伺える。

1990年日本看護協会調査研究室による「特別養護老人ホームにおける保健医療と看護」では、全国1509の特養の婦長（まとめ役）を対象に調査が実施された。<sup>9)</sup> 施設の医療状況・健康管理・受療に関する看護職の役割・看護職の夜勤・看護職の業務実態等について調査がされた。その結果、看護職の夜勤実態について、夜勤につく施設は、16%で、看護婦が當時夜勤につく施設は、看護職員数が7人以上の施設に限られることが明らかにされた。

看護職の夜勤についての考え方については回答が分散していた。(夜勤体制の導入を検討したい・当直制を導入したい・夜勤実施は無理・夜勤あるいは当直以外の方法で夜間の対応は可能)

看護職の業務実態として、最も多くの時間を使っている業務として「日常的な医療処置」をあげたものが約4割、次いで「入居者の健康状態把握」「薬の分包・予薬」の順であった。

今後、看護職が増やしたい業務として第1位が「入居者との会話」「看護職自身の研修」「入居者の健康状態の把握」があげられていた。

この調査は、特養の看護職代表のみを対象として看護の実態をさらに詳細に調査されている。看護職夜勤の導入の可能な施設規模と限界が示されている。又、看護職夜勤についての考えについての回答が分散していて、一口に特養といつても施設規模・入所者状況の違いや看護職の夜勤への意識の幅の多様さを感じとれる。又、特養看護職の業務を具体的にどのようにしたいのかが明らかにされている。

1999年日本看護協会調査研究課によって介護

保険導入にかかる看護職員の意識調査が実施された。<sup>10)</sup> 439の特養の看護婦代表者を対象として施設属性・夜間看護体制・介護支援専門員資格・ターミナル期の対応・介護保険の取り組み状況が調査された。特養では7割近くの施設が、看護職員は「夜間は対応しない」体制で、介護職員が「常時夜勤体制を取る」夜間体制を取っていることが明らかになっている。

本調査は1988年調査・1990年調査の時期から約10年後の調査で、介護保険施行の前年の調査である。看護職の夜勤については、「常時夜勤を取る」施設は、5.6%、「当直体制を取る」施設は10.3%，76.8%が「夜間対応はしない(オンコール含む)」体制をとっているという結果が明らかになっている。特養の看護体制の多くは夜間に對応しない、介護職が夜間対応をする体制が確立していったように考えられる。

特養看護職の専門性意識に視点をあてた調査として1999年吉田らは、岩手県内72施設の全看護職員を対象に高齢者施設の業務実態と職務の専門性意識の関連を分析した<sup>11)</sup>。

その結果、看護職員の専門性意識を4パターンに分類した。「1. 看護消極群は、特養ではケア職を増やしケアはケア職にまかせ、看護職は与えられた仕事をやっていればよいと考えている。2. ケア志向群は、特養は、高齢者の生活の場であり、医療技術よりも高齢者の生活の場であり、医療技術よりも高齢者への思いやりや会話をもっと増やしたいと希望している。3. 特養では、高齢者との会話が大切、ADLを高めることが必要、看護職をもっと増やして、ケアのリーダーとなるべきであると考える。4. キュア志向群は、特養でも医療知識・技術や高齢者の健康状態の把握が大切であり、看護職はそこにこそ専門性があると考えるが、生活ケアや行事への参加ももっと増やした方がよいと望んでいる。」と分類した。特養看護職の所持資格・年齢や専門性に関する意識が的確にまとめられている。それぞれの特養でどのような役割が看護職に期待されているか、施設長がどのように施設内の医療的対処を考えているかによってどのような看護職を配置するかが決定される面があると考えられる。この点については、さ

らに検討する必要があると考えられる。

以上、特養の看護業務実態や看護婦増員の必要性、今後の有りかたを中心に検討した。

本研究は、1988年の特養看護実態調査時点から約10年後に同様の質問項目を用いて施設長・看護婦責任者・寮母責任者を対象に施設の状況・看護の現状・今後の看護のありかたを明らかにし、今後の特養看護の方向性や課題を検討しようとするものである。

本稿では看護業務の現状・看護業務の今後のあり方・看護婦増員の必要性と理由・特養看護婦としての今後の有り方に絞り報告をする。

注1) 特別養護老人ホーム；1963（昭和38年）年に制定された老人福祉法に基づいて創設された。介護保険法において「指定介護老人福祉施設」と名称が変わり、入居の条件は、要介護度1～5度の人が利用でき、施設運営は、これまで措置費により運営されてきたが、入居者の要介護度に応じた介護報酬により運営されることになった。ただし、特別養護老人ホームは、「老人福祉法」による基準にもとづいて運営されることになっているため、名称は今までと同じように使用できる。

注2) 厚生省令特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、第2条（基本方針）・・・可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

注3) 厚生省令特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、第21条（健康管理）特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

## II. 方 法

### 1. 対象

S県下のすべての特別養護老人ホーム（平成10年4月までに認可を受けた）98施設の施設長・看護婦責任者・寮母責任者の294人であった。

### 2. 調査期間

平成11年8月19日～9月30日

### 3. 方法

自記式の質問紙を用いた。質問項目は、施設状況・看護状況・看護の今後のありかたとした。質問項目の設定にあたっては、「特別養護老人ホームにおける看護の実態調査報告書(1988)」<sup>12)</sup>を参考として設定した。

### III. 結 果

有効回答数は150人(回収率51%)で、内訳は施設長48人(回収率49%)、看護婦責任者53人(回収率54%)、寮母責任者49人(回収率50%)であった。

#### 1. 看護業務の現状(表1. 参照)

特養における看護婦の業務を「医療的業務」と「生活援助(身のまわりの世話)」に大きく分け、施設長、看護婦責任者・寮母責任者が看護業務の現状をどのようにとらえているかみてみる。

全体的に「医療的業務が主で、生活援助が従である」と回答した者が三者ともに最も多かった。(施設長68.75%・看護職45.28%・寮母職48.98%)

三者の比較をすると、施設長は看護業務の現状を看護職よりも「医療が主で生活援助が従である」ととらえる者の比率が高く、又、「医療と生活援助が半々」と答えた者の比率は、看護職種よりも少ない。

寮母職は、「医療に専念」と回答した者が、施設長・看護職よりも多い。又、「医療と生活援助が半々」については、看護職種に比べて、比率が低い。

看護業務の現状を三者三様にとらえているのがわかる。寮母職は、施設長・看護職よりも医療が主、あるいは医療に専念ととらえている者が多い。

三者間の統計的検定を行ったところ、施設長が回答した「医療が主」は、看護職及び寮母職のそれよりも有意に高かった。(p < .01) 看護職が回答した「医療と生活が半々」は寮母職のそれよりも有意に高かった。(p < .05)

又、現場責任者の看護職責任者と寮母職責任者間にも差がみられる。

看護職が「医療と生活援助が半々」と答えて

いる比率に対して寮母職は「医療に専念」と回答した者の比率が看護職よりも多いという結果であった。これは、医療業務を行いながら同時に生活援助業務にかかわっていても寮母職には「医療に専念」しているように見えていると考えられる。看護職の業務についての相互の理解の必要性があろう。

#### 2. 看護業務の今後のありかた(表2. 参照)

施設長・看護職ともに最も多かった項目が「医療が主」であった。(施設長68.8%・看護職56.6%) 寮母職は、「医療と生活援助が半々」で44.9%であった。

三者を全体的に比較すると、1. 医療が主2. 医療と生活援助が半々の2項目で、施設長87.6%、看護職責任者90.6%、寮母職責任者87.8%を示していた。寮母職責任者の「医療に専念」の回答は、0人で看護職責任者の回答も1人のみであった。

三者間の統計的検定を行ったところ、施設長と寮母職間に有意な差がみられた。(p < .01) 施設長は、「医療が主」において寮母職より有意に高く、寮母職は医療と生活援助が半々において施設長よりも有意に高い。

施設長と看護職間に有意な差がみられた。(p < .05) 施設長は、「医療が主」において看護職よりも有意に高い。

看護職と寮母職にも有意な差がみられた。(p < .05) 看護職は、寮母職よりも「医療が主」において有意に高い。

#### 3. 看護業務の現状と看護業務の今後のあり方の比較(表1・表2・表3・表4. 参照)

施設長の看護業務の現状と今後のあり方に関しては、順位・割合とともにほぼ同様の結果であった。

看護職の場合、「医療が主」が現状(45.28%)よりも有り方(56.6%)のほうが高く、「医療と生活援助が半々」も現状(28.3%)よりも有り方(34.0%)が高く、「医療に専念」が現状(7.55%)よりも有り方(1.9%)が低くなっている。

寮母職の場合、「医療と生活援助が半々」が現状(12.24%)に対しありかた(44.9%)のほうが高く、「医療に専念」が現状(14.29%)よりも

ありかたは0%となっている。「医療が主」は、現状(48.98%)に対してありかた(42.9%)ややと低くなっている。

統計的検定を実施したところ施設長の回答は、「看護業務の現状」と「今後のあり方」には有意な差はみられなかった。

表1 看護業務の現状

項目	職種	施設長			統計的検定
		看護職責任者	寮母職責任者	合 計	
1. 医療が主	施設長	33 (68.75%)	24 (45.28%)	24 (48.98%)	施設長>看護職・寮母職(P<0.01%) 看護職>寮母職(P<0.05%)
	看護職	24 (45.28%)	24 (48.98%)	24 (48.98%)	
	寮母職	24 (48.98%)	24 (48.98%)	24 (48.98%)	
	合 計	48(100%)	53(100%)	49(100%)	
	統計的検定				
2. 医療と生活援助が半々	施設長	9 (18.75%)	15 (28.3%)	6 (12.24%)	
3. 生活援助が主	施設長	2 (4.17%)	4 (7.55%)	3 (6.122%)	
4. 医療に専念	施設長	4 (8.33%)	4 (7.55%)	7 (14.29%)	
回答なし	施設長	0 (0%)	6 (11.325%)	9 (18.37%)	
合 計	施設長	48(100%)	53(100%)	49(100%)	

単位：人

看護職責任者の回答は、看護業務の現状と看護業務のあり方には、有意な差がみられた。

(p < .01)

寮母職責任者の回答は、看護業務の現状と看護業務のあり方には、有意な差がみられた。

(p < .01)

表2 看護業務の今後のあり方

項目	職種	施設長			統計的検定
		看護職責任者	寮母職責任者	合 計	
1. 医療が主	施設長	33 (68.8%)	30 (56.6%)	21 (42.9%)	施設長と寮母職は1%水準で有意な差あり。 看護職と施設長は5%水準で有意な差あり。
	看護職	30 (56.6%)	21 (42.9%)	21 (42.9%)	
	寮母職	21 (42.9%)	21 (42.9%)	21 (42.9%)	
	合 計	48(100%)	53(100%)	49(100%)	
	統計的検定				
2. 医療と生活援助が半々	施設長	9 (18.8%)	18 (34.0%)	22 (44.9%)	
3. 生活援助が主	施設長	2 (4.2%)	4 (7.5%)	3 (6.1%)	
4. 医療に専念	施設長	3 (6.3%)	1 (1.9%)	0 (0%)	
回答なし	施設長	1 (2.1%)	0 (0%)	3 (6.1%)	
合 計	施設長	48(100%)	53(100%)	49(100%)	

単位：人

表3 看護業務の現状と今後の有り方の比較

項目	職種	施設長		看護職		寮母職		統計的検定
		現 状	あり 方	現 状	あり 方	現 状	あり 方	
1. 医療が主	施設長	33 68.75%	33 68.8%	24 45.28%	30 56.6%	24 48.98%	21 42.9%	・施設長の現状とあり方；n.s. ・看護職の現状とあり方； 「医療が主」が「あり方」において有意い高い。(p < 0.01)
	看護職	68.75%	68.8%	45.28%	56.6%	48.98%	42.9%	
2. 医療と生活援助が半々	施設長	9 18.75%	9 18.8%	15 28.3%	18 34.0%	6 12.24%	22 44.9%	・寮母職の現状とあり方；「医療と生活援助が半々」が「あり方」において有意に高い。 (p < 0.01)
	看護職	18.75%	18.8%	28.3%	34.0%	12.24%	44.9%	
3. 生活援助が主	施設長	2 4.17%	2 4.2%	4 7.55%	4 7.5%	3 6.12%	3 6.1%	
	看護職	4.17%	4.2%	7.55%	7.5%	6.12%	6.1%	
4. 医療に専念	施設長	4 8.33%	3 6.3%	4 7.55%	1 1.9%	7 14.29%	0 0%	
	看護職	8.33%	6.3%	7.55%	1.9%	14.29%	0	
回答なし	施設長	0 0	1 2.1%	6 11.32%	0 0	9 18.37%	3 6.1%	
	看護職	0	1	6	0	9	3	
合 計	施設長	48 100%	48 100%	53 100%	53 100%	49 100%	49 100%	

単位：人

表4 看護業務の現状と今後のあり方の比較（看護職回答のみ）

看護区分	現状と今後 2分割	看護業務の現状		看護業務の現状 2分割		看護業務の今後 のあり方		看護業務の今後 2分割
		2分割	2分割	2分割	2分割	2分割	2分割	
医療が主	医療 中心	24 (51.06%)		28 (59.58%)		30 (56.65%)		31 (58.5%)
		4 (8.51%)				1 (1.9%)		
医療に専念	医療 生活 統合	4 (8.51%)		19 (40.42%)		4 (7.5%)		22 (41.5%)
		15 (31.92%)				18 (34%)		
合 計		47 (100%)		47 (100%)		53 (100%)		53 (100%)

単位：人

#### 4. 看護職増員の必要性（表5. 参照）

「必要」と回答したのは、看護職が、47人(88.7%)で最も多く、次いで寮母職31人(63.3%)で職種間の統計的検定を行ったところ「必要」

と回答した者は施設長より看護職が有意に高かった。(p < .01) 施設長と寮母職間に有意な差がみられなかった。看護職は寮母職より有意に高かった。(p < .05)

表5 看護職増員の必要性

単位：人

項目	職種	施設長	看護職	寮母職
必 要		25 (52.08%)	47 (88.7%)	31 (63.3%)
不 必 要		21 (43.75%)	6 (11.3%)	15 (30.6%)
回答なし		2(4.17%)	0(0)	3(6.1%)
合 計		48人	53人	49人

施設長よりも看護職が必要と回答した者が有意に高い ( $p < 0.01$ )寮母よりも看護職が必要と回答した者が有意に高い ( $P < 0.05$ )

施設長と寮母職間；n.s.

## 5. 看護職増員の理由（表6. 参照）

三者ともに最も多く回答されたのが、「施設内の医療の必要性」で看護職が「増員が必要」と回答した47人中40人 (85.1%) で、次いで寮母職が31人中28人 (90.3%) で施設長は25人中22人 (88%) であった。

上位4位までをみると、看護職は次いで休日勤務の必要性21人 (44.7%)、生活援助に参加18人 (38.3%)、夜勤の必要性11人 (23.4%) の順であった。施設長は、看護職の順位と比べて3位と4位が逆転していた。寮母職の場合は、看護職の順位と比べて、2位と3位が逆転していた。施設長としての管理上の立場からの視点と寮母職の職務上の立場からの視点の相違が明らかに伺える。

複数回答から、各職種毎の回答件数の中のそれぞれの項目の割合を調べてみた。

各職種毎の総件数は、施設長46件、看護職99件、寮母職65件であった。

統計的検定を実施した結果、今回施設長結果と1988年施設長結果間に1%水準で有意な差がみられた。又、今回看護職結果と1988年看護職結果間に1%水準で有意な差がみられた。

## 6. 看護職の今後のあり方（表7. 参照）

三者とも「専門的知識や技術を深める」が最も多く、施設長45人 (93.8%)、看護職47人 (88.7%)、寮母職40人 (81.6%) であった。2番目以降は、それぞれ相違があり、施設長は、「介護保険制度の理解」「寮母職とのよい人間関係」をあげていた。看護責任者は、「医師や医療機関との連携強化」「状態変化の適切な対処」をあげていた。寮母責任者は、「寮母職への医療的業務の技術指導」「感染症の知識を深める」をあげていた。

施設長・看護職ともに全員が記載しているが寮母職は49名中5名の無記入があった。

総じて、三者ともに①専門的知識や技術を深めるから②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩までの10項目に総件数中の割合5.5%以上の項目が集中していた。

「⑩寮母に対する医療的業務の技術指導」の項目は、寮母職二番目に多い項目であったが、寮母職が67.3%，件数割合7.1%で施設長60.4%、件数割合6.2%であるのに対し、看護職は54.7%、件数割合5.7%と違いがみられた。

## IV. 考 察

## 1. 看護業務の現状と今後のあり方

今後のあり方について施設長と看護婦は、「医療が主で生活援助が従」と回答したものが多かったが、寮母は、「医療が主」と「医療と生活援助が半々」と答えた者がほぼ同数であった。看護婦と寮母との看護業務の捉え方に相違がみられる。

寮母職には、看護業務により生活援助の視点を求めていると考えられるが、看護に対する理解を深める必要があると考えられる。

表6 看護職増員の理由—総数の中の割合と総件数における割合—（複数回答）

項目	施設長(25名)		看護職(47名)		寮母職(31名)	
	総数(%)	総件数中の 中の割合	総数(%)	総件数中の 中の割合	総数(%)	総件数中の 中の割合
施設内の医療の必要性	22 88%	47.83%	40 85.1%	40.4%	28 90.3%	43.1%
休日勤務の必要性	11 44%	23.91%	21 44.7%	21.2%	10 32.3%	15.4%
生活援助に参加	4 16%	8.7%	18 38.3%	18.2%	14 45.2%	21.5%
夜勤の必要性	6 24%	13.04%	11 23.4%	11.1%	8 25.8%	12.3%
その他の	3 12%	6.52%	9 19.2%	9.1%	5 16.1%	7.7%
合 計	46件	100%	99件	100%	65%	100%

表7 看護職の今後のあり方(複数回答) —総記載者の中の割合と総件数中の割合—

施設長記載数(率)と件数:48名(100%)・件数471  
 看護職記載数(率)と件数:53名(100%)・件数508  
 寄母職記載数(率)と件数:44名(90%)・件数382

項目	施設長(48名)			看護職(53名)			寄母職(49名)		
	件数	総数の中の割合	総件数の中の割合	件数	総数の中の割合	総件数の中の割合	件数	総数の中の割合	総件数の中の割合
①専門的知識や技術を深める	45	93.8%	9.6%	47	88.7%	9.2%	40	81.6%	10.5%
②医師や医療機関連携強化	33	68.8%	7%	45	84.9%	8.9%	24	49%	6.3%
③状態変化の適切な対処	33	68.8%	7%	41	77.4%	8.1%	27	55.1%	7.1%
④介護保険の理解	38	79.2%	8.1%	38	71.7%	7.48%	24	49%	6.3%
⑤寮母職と良い人間関係	36	75%	7.6%	38	71.7%	7.48%	26	53.1%	6.8%
⑥高齢者ケアの専門性強化	35	72.9%	7.4%	38	71.7%	7.48%	26	53.1%	6.8%
⑦チームワークを考えて仕事をする	34	70.8%	7.2%	38	71.7%	7.48%	26	53.1%	6.8%
⑧感染症の知識を深める	32	66.7%	6.8%	38	71.7%	7.48%	29	59.2%	7.6%
⑨生活施設の理解を深める	34	70.8%	7.2%	28	52.8%	5.5%	27	55.1%	7.1%
⑩寮母に対する医療的業務の技術指導	29	60.4%	6.2%	29	54.7%	5.7%	33	67.3%	8.6%
⑪指導員と良い人間関係	29	60.4%	6.2%	30	56.6%	5.9%	15	30.6%	3.9%
⑫寮母職の仕事を理解	24	50%	5.1%	22	41.5%	4.3%	24	49%	6.3%
⑬福祉に対する理解	23	47.9%	4.9%	22	41.5%	4.3%	15	30.6%	3.9%
⑭夜間や休日の対応責任	19	39.6%	4%	23	43.4%	4.5%	17	34.7%	4.4%
⑮生活援助の寮母職への指導	10	20.8%	2.1%	13	24.5%	2.6%	7	14.3%	1.8%
⑯老人の身の回りの世話を増し	8	16.7%	1.7%	9	17%	1.8%	14	28.6%	3.7%
⑰リーダーシップをとる	9	18.8%	1.9%	9	17%	1.8%	3	6.1%	0.8%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回答なし	0	0	0	0	0	0	5	10.2%	1.3%
合計	471	—	100%	508	—	100%	382	—	100%

1988年の特養看護実態調査の同様の項目の結果と比較してみると、全般的には同じ傾向が示されているが、施設長・看護職は、「医療業務が主で生活援助業務が従」と回答した者の比率が1988年調査よりも高率となっている。これは、入所者の高齢化・重度化に伴い医療的業務が増えた結果が影響していると考えられる。同様に寮母職の結果を比較してみると、1988年結果と比較して、「医療が主」が低く「医療と生活援助が半々」がわずかに高く、「生活援助が主」がわずかに高い結果となっている。

施設長という管理職と現場責任者の看護業務の現状のとらえ方に差があることがうかがえる。

施設長と看護職との看護業務のとらえ方に相互理解の必要性が伺える。施設長結果が看護職の生活援助業務への期待が少ないとも考えられる。看護職には医療業務と生活援助が半々と考えている人も多い。施設長の看護業務への理解の必要性が伺える。

又、現場責任者の看護職責任者と寮母職責任者間にも差がみられることが伺える。

看護職が「医療と生活援助が半々」と答えている者の比率に比べて寮母職はすくなく、「医療に専念」と回答した者の比率が看護職よりも多

いという結果は、看護職がとらえている業務が寮母職には「医療に専念」しているように見えていることが伺える。看護職の業務についての相互理解の必要性があろう。

## 2. 看護職増員の必要性と理由

1988年の調査結果と比較してみると、施設長の場合、1988年結果と比較して必要と回答した施設長が1988年では64.6%であったが、今回の結果では52.08%に減少していた。

看護職の場合、1988年結果と比較して、必要と回答した者が74%から88.7%へと上昇していた。

施設入所者の高齢化・重度化にともない医療需要が高まっているということが伺える。

施設長回答の必要性が低くなっている理由の一つには、介護保険制度移行期の時期に人件費抑制という経営上の課題から低くなっていると考えられる。今後は、施設内医療の充実が施設サービスの向上・地域での良い評判につながると考えられるが、看護職増員による施設内医療の充実について施設長の経営手腕が期待される。

増員の理由に関して、1988年調査結果と比較してみた。

今回の結果では、施設内医療の必要性が最も

多かったが、1988年結果では、施設長は夜勤の必要性49%，看護職は生活援助42.1%が1位を占めていた。上位4位までをみると、施設長2位生活援助3位休日勤務の必要性4位が施設内医療の必要性があがっていた。看護職結果は、2位が休日勤務の必要性3位が夜勤の必要性4位が施設内医療の必要性であった。

10数年前との比較の中でいえば、看護職増員の理由が、夜勤や生活援助・休日勤務という理由より、施設内医療の必要性が高まってきているということがあきらかになった。

統計的検定を実施した結果、今回施設長結果は1988年施設長結果より1%水準で有意に低かった。又、今回看護職結果と1988年看護職結果で必要と回答した者は今回看護職回答が1988年のそれよりも1%水準で有意に高かった。

### 3. 看護職の今後のあり方

三者ともに「専門的知識や技術を深める」をあげている。

高齢者看護の知識・技術や施設看護の知識・経験・ターミナルケアの深い理解が求められていると考えられる。

吉田（1999）<sup>11)</sup>は、看護職員の専門性意識を4パターン—看護消極群・ケア志向群・看護積極群・キュア志向群—に分けて説明している。今回の結果から今後は、看護消極群（特養ではケア職を増やし、ケアはケア職にまかせ、看護職は与えられた仕事をやっていればよい）やケア志向群（特養は、高齢者の生活の場であり、医療技術よりも高齢者への思いやりや会話を大切にし、行事への参加、日常生活のケア、会話をもっと増やしたいと希望している）では、特養での高齢者ケアへの対応は困難であることが示唆される。

又、寮母職から「寮母に対する医療的業務の技術指導」が67.3%と看護職の今後のありかたについての回答が注目される。特養では、寮母が日常生活全般のケアの中心をになっており、看護職不在時、基本的な医療技術は実施せざるを得ない体制となっている。塙原（2000）<sup>12)</sup>は、「特養における診療の補助業務の協働構造の実態調査」から、看護婦不在時に寮母が医療行為

をやらざるを得ない状況に置かれたことを「看護職が常時いないこと」に原因があると述べ「寮母へ医療的行為に関する指導的役割を取るためにには、看護婦の配置が必要である」と述べている。

ここでも看護職増員の必要性が示唆される。

将来の看護職のありかたとして、吉田が述べている4タイプのうちのキュア志向群つまり医療知識・技術を深め高齢者の健康状態の把握や状態変化へ適切な対処ができ他職種と連携し寮母職への医療技術の指導ができる看護職が望まれている。

本研究の限界として、S県の全ての特養を対象とした調査結果ではあるが、他都道府県にも適用されうる結果であるかいなかは、今後の課題としたい。又、施設規模・開設年・施設長の考え方と特養看護職の役割意識との関連も今後の課題としたい。

## IV. 結論

S県下の全ての特別養護老人ホームの施設長・看護職責任者・寮母職責任者294人を対象に看護業務の現状・看護業務のあり方・看護職の今後のあり方について調査し、以下の結果が得られた。

1. 看護業務の現状は、「医療が主」と回答した者が三者ともに最も多く、施設長>寮母責任者>看護責任者の順に多かった。次いで「医療と生活が半々」と回答した者は、看護職責任者>施設長>寮母職責任者の順であった。

2. 看護業務のあり方は、「医療が主」と回答した者は施設長と看護職にもっと多く施設長>看護職の順であった。次いで「医療と生活が半々」と回答した者は、看護職>施設長の順であった。寮母職の最も多かった回答は、「医療と生活が半々」で、次いで「医療が主」の順であった。

3. 看護職増員の必要性については、「必要」と回答した多い順に看護職>寮母職>施設長の順であった。

4. 看護職増員の理由については、三者ともに最も多く回答されたのが「施設内医療の必要性」で、看護職>寮母職>施設長の順に多かった。

5. 看護職の今後のあり方については、三者とも「専門的知識や技術を深める」が最も多く、多い順に施設長>看護職>寮母職の順であった。2位以降はそれぞれ相違がみられた。

### ま　と　め

S県における特養の看護の実態を施設長・看護職責任者・寮母職責任者を対象に調査した結果、看護職の今後のあり方として医療知識・技術を深め、高齢者の健康状態の把握や状態変化への適切な対処ができ介護職への医療技術指導ができることが望まれていることがあきらかにされた。

### 引用・参考文献

- 1) 介護支援専門員テキスト編集委員会：「介護支援専門員」基本テキスト第2巻、長寿社会開発センター、487、2000.
- 2) 前掲書。
- 3) 特養ホームを良くする市民の会：「よりよい選択のための特養ホーム」、特養ホームを良くする市民の会出版、2000.
- 4) 特養ホームの現状分析：「特養ホームを良くする市民の会」特養ホームを良くする会出版、2000.
- 5) 老人保健法制定研究会監修：「老人六法平成12度版」、中央法規出版、2000.
- 6) 社団法人日本看護協会調査研究部開発・促進課「1990年調査特別養護老人ホームにおける保健医療と看護」、1991.
- 7) (財)東京都老人総合研究所看護学研究室「特別養護老人ホームにおける看護の実態調査報告書」、1988.
- 8) 社団法人日本看護協会老人保健医療検討委員会「老人福祉施設における看護職の役割と機能」日本看護協会訪問看護開発室、1989.
- 9) 社団法人日本看護協会調査研究部開発・促進課：「1990年調査特別養護老人ホームにおける保健医療と看護」、1991.
- 10) 日本看護協会調査・情報管理部調査研究課調査・情報管理部調査研究課：「1999年介護保険導入にかかる看護職員の意識調査」、2000.
- 11) 吉田千鶴子他、特別養護老人ホームにおける看護職員の専門性に関する調査、日本老年看護学会第4回学術集会、90、1999.
- 12) 大塚きく子他：特別養護老人ホームにおける看護職と介護職の業務内容の検討、日本老年看護学会第5回学術集会、45、2000.
- 13) 鷹居樹八子他：特別養護老人ホームにおける看護職と介護職の業務の比較—業務量に焦点をあててー、日本老年看護学会第5回学術集会、47、2000.
- 14) 塚原貴子他：特別養護老人ホームにおける診療の補助業務の協働構造の実態、日本老年看護学会第5回学術集会、112、2000.